

第1回 丸亀市男女共同参画審議会 議事録	
日 時	令和5年2月16日(木) 午後2時00分～午後3時10分
場 所	市役所4階特別会議室
出席者	出席委員 秋山ともえ 大谷秀雄 織田博 鎌倉克英 黒澤あずさ 小阪あずみ 佐藤友光子 塚本詩乃 中野実千代 藤田秀光 溝渕由美子 審議会委員18名中、以上11名出席
	説明のため出席した者 総務部人権課長 津山佳久 人権課男女共同参画室主事 有田智瑛 人権課男女共同参画室 泉桂
欠席者	久保田代里子 桑田桃子 菅昭年 仙頭真希子 十河靖典 中橋恵美子 眞鍋宣訓
傍聴者	なし
議 事	(1) 総括講評(案)について (2) 「第4次男女共同参画プランまるがめ」に基づく事業計画について (3) 「第4次男女共同参画プランまるがめ」の進行管理方法について (4) 連携の仕組み化について
会 議 の 概 要	
<p>開会 午後2時00分</p> <p>(事務局) 定刻が参りましたので、ただいまから、令和4年度第1回丸亀市男女共同参画審議会を開催いたします。本日は、ご多忙にもかかわらずご出席いただき、誠にありがとうございます。まず、はじめに津山人権課長より挨拶申し上げます。</p> <p>(人権課長) 人権課・課長の津山です。審議会委員の皆様方におかれましては、日ごろより、本市男女共同参画行政の推進に多大なるご理解、ご協力をいただきましたことを、お礼申し上げます。また昨年度は皆様方より貴重なご意見やご尽力をいただきまして、おかげをもちまして、無事に第4次プランが完成いたしましたこと、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>そして、8月に皆様方に送付しておりました進行の流れでは、今日のこの本会議を1月に開催予定としておりましたが、事務局の都合で2月に遅れましたことを、お詫び申し上げます。</p> <p>さて、本日は総括講評および第4次プランの事業計画と進行管理について、ご審議をお願いいたします。長引くコロナ禍ではありますが、やっと新型コロナウイルスが5月から感染症5類相当に引き下げられるようですが、コロナ禍によって可視化された女性を取り巻く課題をはじめとした様々な問題は、引き続き丸亀市全庁の課</p>	

題として、関係各課と情報共有を図りながら真摯に向き合ってまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞご尽力のほどよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。あらかじめお送りしていた資料1、資料2、資料3-1、資料3-2、資料4、参考1、参考2です。今回、参考1、参考2につきましては情報共有としてお配りさせていただきましたので、本日使用することはございません。そして本日お配りした次第書、出席者名簿、そして資料1の差し替えをお配りさせていただいております。以上、すべてお手元にごございますでしょうか。また、本日ご持参をお願いしていた資料1-1 第4次男女共同参画プランまるがめ体系図もお手元にごございますか。

それではこれより、審議会委員の皆様による審議に移らせていただきます。ここからの進行は佐藤会長にお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

(佐藤会長) それではここからの進行は、私が務めてまいります。最初に、審議会の運営につきまして、会議の公開、それから会議録の公開について確認しておきたいと思っております。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日は、久保田委員、桑田委員、菅委員、仙頭委員、十河委員、中橋委員、眞鍋委員から都合により欠席のご連絡を受けております。よって本審議会委員18名の内、11名の委員がご出席していることから、丸亀市附属機関設置条例による「半数以上」を満たしておりますので、この会議が成立しておりますことをご報告いたします。なお、この審議会は、丸亀市附属機関会議公開条例により原則公開となっております。また、議事録は、丸亀市ホームページで公開することといたします。議事録につきましては要点筆記で行い、発言については委員のお名前を記載し、会長、副会長に内容を確認していただいたうえで公開したいと考えております。議事録作成については録音データを活用させていただき関係上、皆様の席の上に円盤型の收音機を置かせていただいております。ご発言の際には、やや大きめのご発声をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(佐藤会長) 会議の公開、会議録の作成については、ただ今の事務局からの説明のとおりをお願いしたいと思います。それでは、本日の議事に入ります。

お手元の次第のとおり、議事は次第(1)～(4)となっておりますが、まず最初に議事(1)「総括講評(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日差し替えさせていただきました資料1(赤字で修正しているもの)をご覧ください。令和3年度事業実績に対する総括講評については、第3次プランで取り残された課題等について、第4次プランでは着実に歩みを進めることを念頭に、「1.

課題解決に向けた実効性のある連携を行うための仕組みづくりを」と、「2. 幅広い視点を持ち主体的な意識改革を」を記載しております。

本日は皆様にご審議いただいた後、男女共同参画推進本部会に報告をさせていただき、市ホームページにて公表・公開させていただきます。よろしくお願いいたします。

(佐藤会長) 総括講評(案)について、いかがでしょうか。

「アンコンシャス・バイアス」は今年の総括講評でも記載しており、割と注目されている言葉であり、大切なことであると認識しています。

私は少なくとも、前の前のプランの時から審議会委員を務めていますが、連携についてはその当時から、話題になっていたような感じがしますが、同じようなことを言い続けていたような気がします。回数の問題ではなくて、どのぐらい改善されているかというところで、少し首を傾げるところがあったように思います。少しでも前に進めるために、また、意志表示として記載することで、各課で工夫して欲しいという意味を込めています。後ほど事務局からご説明があると思いますが、何か形にして、結果を出してもらおうということを考えています。何かご意見、ご質問があればお願いいたします。

→意見なし

それではとりあえずこの案を採用させていただきます。

(事務局) ありがとうございます。

(佐藤会長) 次に、議事(2)です。「第4次男女共同参画プランまるがめに基づく事業計画について」の説明をお願いします。

(事務局) それでは次に資料2をご覧ください。昨年8月に審議会委員の皆様「第4次プランにおいて担当課が意識的に実践すべき施策」を選定していただきましたが、事務局にて数値目標の有無や新たな取組み内容を考慮しながら、1課につき最大3つまでの施策となるよう調整させていただきました。その案について、12月に審議会の部会長・副部会長の皆様のご意見をお伺いし、修正等を行ったものがこちらとなります。本来であれば、令和4年度の事業計画に反映させる予定でしたが、事務局の都合により予定が大幅に遅れ、本審議会が施策の決定をさせていただく場となりました。大変申し訳ございません。つきましては、こちらは令和5年度への事業計画に反映したいと考えております。

なお、令和4年度につきましては、事業計画の作成依頼をかけられていないため、今回決定した施策について、令和4年度の事業実績報告と、既に設定している数値目標の報告から評価をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(藤田委員) 資料2の庶務課の欄について、事業番号が「なし」という点が気になります。

(事務局) 資料2について詳しくご説明をさせていただきます。参考として、「資料1-1 第4次男女共同参画プランまるがめ体系図」も併せてご覧ください。

こちらの資料2につきましては、26担当部署に、1担当最大3つの施策について、事業計画の作成依頼をすると示したものとなります。指定された施策の中で、右枠の「事業番号」に網掛けされたものにつきましては、数値目標の達成も課せられており、担当課は数値目標と事業計画の両面から施策の達成を図ることから、しっかりと取り組む意識づけにもつながると考えます。

第3次プランでは、施策すべてに事業計画を立てていましたが、第4次プランからは、1担当最大3つまでの事業計画作成となります。ただ、事業計画作成の減少によって、取組み意識が低下しないよう、数値目標の数を37項目から58項目に増やしております。数値目標、事業計画、そして審議会委員の皆様の評価、コメントによって、引き続き男女共同参画を意識した施策運営の推進を継続させていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、資料2の担当施策(案)については、審議会各班の担当目標を中心にご確認ください。1班は目標1～3、2班は目標4～5、3班は目標6～7です。資料1-1の右端にも割り当てを記載させていただいております。

藤田委員からのご質問の庶務課の意識的に実践すべき施策を「なし」につきましては、庶務課の担当施策は、目標4、施策番号【2】「ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進している企業への優遇措置の検討・実施」の一つだけとなり、現在、すでに実施しているものとなりますので、あえて「なし」とさせていただきました。あくまで、現在担当課があまり意識していないものを意識するよう最大3つを選定しているためです。

(人権課長) 丸亀市の場合、建設工事の入札参加資格審査申請(工事)において、点数評価をしております。企業が人権、男女共同参画を含めた様々な研修等を受講した場合、市独自の発注者別評価点を加点することといたしております。現在、庶務課で既に実施しております。

(藤田委員) 今の説明自体は分かりましたが、その結果、庶務課の施策は「なし」でいいのか疑問です。

(佐藤会長) 全体的に何かご意見、ご質問はございませんか。

担当施策が多い場合、重さをつけず、すべて重点的に行っていくことが効率的なのかどうかという問題もあるため、まずは焦点を絞り込んだ形でやっていただきたいと思います。

(事務局) 事業計画は1担当課最大3つまでとしておりますが、中には1つだけ、2つだけと

いう案もあるため、「この施策も意識的に取り組むべきではないか」という意見があれば、お申し出ください。

(佐藤会長) いつまでに事務局にお伝えすればいいのでしょうか。この場では出ない可能性もあるので。

(事務局) もし何か案がありましたら2月末までに事務局までお申し出ください。

(藤田委員) 組織全体で取り組んでいくべきという中で、庶務課のように「なし」としてしまうと、これで事足りるという意識にはならないとは思いますが、やはり担当施策があった方がいいと感じます。

(佐藤会長) 存在感だけでも示した方がいいかもしれません。

(溝渕委員) 各課にこの案(資料2)は内部資料でいきますよね。今の案のままだと、庶務課だけ連絡がないということでしょうか。

(事務局) 今回は担当施策「なし」という連絡になります。

(織田委員) 全職員が取り組む課題でありますから、庶務課だけ「なし」というのも違和感を感じます。

(藤田委員) 全職員、全庁に関わる問題であるから、なお違和感を感じます。

(佐藤会長) 担当施策が1つだけということであれば、その1つだけでも入れたほうがいいのでは。

(事務局) その1つがすでに意識的に実践しているという理由から、あえて「なし」とさせていただきますが、今のご意見から修正させていただきます。

(塚本委員) 1点確認させていただきたいと思います。今の流れでいくと、他の課の事業としてピックアップされてるものは、今までも継続して事業で、今後も継続していく事業というものは含まれていないのでしょうか。庶務課についても今までも継続しているし、令和5年度からも重点的にしていこうという意識を持っていただけないのではないかと思います。

(事務局) 第3次プランでは、施策すべてに事業計画を作成していたのですが、今回、第4次プランからは1担当最大3つまでに絞らせていただいております。ここにあがっているものは、今まで取り組んでいる施策もありますし、新しく取り組む施策

もあります。

(塚本委員) それでは庶務課についても、今までも取り組んでいるものについて、今後も重点的に継続して取り組んでいくという認識でよろしいでしょうか。

(事務局) はい。また何か、この施策も意識的に取り組むべきではないかという意見がありましたらお申し出ください。

(佐藤会長) また何かあれば、会の最後にご意見をいただければと思います。次に、議事(3)「第4次男女共同参画プランまるがめ」の進行管理方法について」の説明をお願いします。

(事務局) 資料3-1、3-2をご覧ください。先ほどの計画作成を指定した各施策について、プランに合わせて整理し直したものが資料3-1となります。上段が数値目標、下段が事業計画等の作成の欄となります。今回事業計画について指定のなかったものにつきましては、線(一)を入れております。なお、審議会委員の皆様による評価において指定施策の変更が次に必要と判断されれば、1担当課最大3施策の制約はございますが、翌年度の指定施策の変更は可能となっております。

また、上段の数値目標につきましては、指定施策の有無に関わらず、年度ごとに実績値をすべて報告させていただきます。

次に資料3-2をご覧ください。こちらは事業実績に対する担当課長および審議会の評価シート(案)となります。第3次プランでは事業内容ごとに評価、コメントをいただいておりますが、第4次プランでは、担当課ごとにシートを分けております。担当課のすべての事業番号を一覧にし、評価対象となる事業番号には左端の評価対象の欄に○、◎を表示しております。○は数値目標の設定、◎は事業計画の設定としております。数値目標は変動することがないため、○の表示は固定とし、毎年評価対象となりますが、先ほどご説明したように事業計画については、年度ごとに審議会委員の皆様の意見等により評価対象を変動させる場合があります。

なお、評価対象でない事業番号をあえて表示していることで、担当課が評価対象以外の事業についても意識すると考えております。

資料3-2の最後のページをご覧ください。第3次プランでの3段階評価では中間評価となる傾向が強かったため、第4次プランの評価では、4段階評価とさせていただきます。

最上位のA評価。「積極的に新たな施策を実施し、目指すまちの姿に近づいた。これまでにない効果があった」とします。続いて、上から2番目のB評価。「これまでの課題を踏まえて改善を図り、目指すまちの姿実現に向けた施策推進が図れた」これを読む限り、B評価を選ぶ可能性もありますが、3番目のC評価は、「目指すまちの姿に対して、前年度とほぼ同様の取り組みであり、目指すまちの姿への到達度には変化がなかった」としていることから、B評価、C評価で選ぶのを迷うかと思いま

す。そして最下位の評価、D評価。「目指すまちの姿に対して、施策を行っておらず、事業の見直しが必要である」とします。C評価、D評価の場合は、翌年度に改善・改良の意識を持ってもらうために審議会からご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

(佐藤会長) 何かご意見・ご質問はありますか。評価基準については、審議会でも毎回話題になりました。これまで中間評価の傾向（B評価）が多かったため、よく考えるための新しい工夫だと思います。

(事務局) 従来の第3次プランの評価の進行管理につきましては、担当課及び事業計画ごとにシートをご用意しておりましたが、第4次プランでは、目標・施策番号ごとの一覧になり、どういう進捗状況であるか一覧になっておりますので、より見やすくなったのではないかと考えております。

(佐藤会長) いかがでしょうか。先ほど言われていたとおり、C、Dの評価については、私たち審議委員からしっかりとコメントするということですね。

(黒澤委員) 資料3-2について確認させてください。担当課の事業結果について、人権課長が評価し、その後、審議会が評価するということでよろしいでしょうか。担当各課長の自己評価は入りますか。

(事務局) こちらは人権課男女共同参画室の例示となりますので、各担当課の評価は担当課長が行うこととなります。例えば庶務課でしたら、庶務課課長が評価を行い、その後審議会での評価をいただきたいと考えております。

(黒澤委員) 各担当課長の自己評価の後、審議会の評価ということですね。分かりました。

(佐藤会長) これまでと少し評価方法が変わっていますが、ご理解いただけているでしょうか。

(事務局) 評価につきましては、事業ごとにA、B、C、Dの評価となり、担当課へのコメントにつきましては、全ての事業を含めてコメントをしていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(佐藤会長) 次に進めさせていただきます。先ほど私も言及しました連携の事に関して、議事(4)「連携の仕組み化について」の説明をお願いします。

(事務局) 資料4をご覧ください。総括講評(案)にも記載したとおり、これまで審議会委員の皆様から庁内関係各課との連携はもちろん、地域の団体、企業などとの連携の強化をご指摘いただきましたが、目に見えた結果を出せずにいました。そこで、第4

次プランでは、事業実績報告と合わせて、各担当課の連携状況についても、こちらの資料4を用いて実績報告をしてもらいたいと考えております。

年度を通して「庁内関係各課」および「地域の団体、企業」と連携を行ったかについて、「はい」または「いいえ」を回答いただき、「はい」の場合、具体的な連携の取組み内容、そして連携によって得られた効果について報告をいただきます。「いいえ」の場合、連携を行わなかった理由を報告いただきます。これにより、担当課が今どのような連携を行っているか、そして何故連携を行えていないかを把握することができると考えております。裏面をご覧ください。各担当課から「次年度における連携計画、または行うための対策」についても報告いただきます。審議会での評価の参考および各担当課へのコメント作成等をし、担当課が持続的に連携の意識を持てるよう、助言していただきたいと思いますと考えております。以上です。

(佐藤会長) 新しい書式で工夫していただいていると思います。このことについて何かご意見・ご質問はありますか。書式自体についてもご意見等いただければと思います。

(織田委員) 連携のことですが、連携を行わなかった理由の中に「担当事業は、地域の団体、企業などと連携しながら行う必要がないため」とありますが、この連携というのは、例えば市役所の課内の課ごとの連携は入らないのですか。

(事務局) 庁内関係各課との連携につきましては、1. になります。庁内関係各課との連携を行った場合と、地域の団体・企業などと連携を行った場合の2つの面からの報告をいただくことを考えております。

(溝渕委員) これは庁内各課の連携と記載してありますが、課の中はどうでしょうか。例えば、ヒアリングを行った消防団について。女性消防団員に関しては消防本部総務課で、地域の防災計画は消防本部予防課で担当が違うということで、連携が上手くできていないということがありました。課の中での連携ができていないこともあったかと思ったことがあります。そういうのはここに入らないのでしょうか。課の中での連携もしてほしいです。

(事務局) ご意見のとおり、課によっては情報共有できていないところもあるかと思えます。

(織田委員) 市民からすると、庁内関係各課で話し合いをして、当然連携をしていると思っておりますが、私自身は部署が違うと連携ができていない場合があると思えます。

(佐藤会長) 「課内でも連携が行われないことがある」というのは当たり前の感覚なのではないでしょうか。

(人権課長) 人権課でいうと、男女共同参画室と人権政策と分かれています。男女共同参画室では女性の権利について、人権政策では広く人権課題について、女性も含めた政策を

行っておりますので、同じ課題について取り組んでおります。専門性を持って分けているだけで、人権課についてはそういった形で連携が取れていると思いますが、各担当が複数にまたがっている場合に、基本的な業務としては、男女共同参画に向けた取り組みというのは、意識すればできると考えております。ただ、先ほどおっしゃられた消防のように、その組織、若干民間も入っている課では、細かい部分はその意識を伝えていかなければ「連携している」という回答が返ってこない場合があるかと思っておりますので、そういうところには意識して、「男女共同参画の視点を持って、連携を行ってください」ということを伝えてまいります。

(佐藤会長) 「課内での連携」を入れるか、入れないかについてはどうでしょうか。

(溝渕委員) 現状では課内での連携の課題もあると思います。

(塚本委員) 資料4の1. 庁内関係各課と連携を行ったの部分に、「課内または、庁内関係各課と連携を行った」と(課内を)入れるのどうでしょうか。含めると意味合いが変わってしまうのでしょうか。

(事務局) 入れても差し支えないと思います。

(塚本委員) 差し支えないのであれば、別の項目でわざわざ設けるよりは含めてしまった方がいいのではないかなと思います。

(事務局) 検討させていただきます。

(佐藤会長) 他のところで何かありますか。

(秋山委員) 資料2についてよろしいでしょうか。「目標番号6 女性に対するあらゆる暴力の根絶」について、子育て支援課と、それから学校教育課と幼保運営課が担当課ですが、子育て支援課は、大人の女性を対象としていますが、幼保運営課の場合は、子どもを対象としており、DVとかセクシュアル・ハラスメント自体を自覚できない年齢かなと思います。この暴力を許さないという前に、DVとかセクシュアル・ハラスメントを自覚できるような施策も小さい子どもに対して必要かと思えます。

(事務局) ご意見ありがとうございます。施策の内容につきまして、課によって(目標番号・施策が同じでも)事業計画の内容が異なってくるかと思えます。例えば、幼保運営課の場合、「幼児から中学生まで、発達段階に応じたジェンダー平等に配慮した教育の推進、充実」が主な事業内容となります。暴力を許さないという前に、まずは啓発教育からということで重点的に取り組んでいきます。

(黒澤委員) 秋山委員のご意見はすごくいい視点だなと思いました。例えば暴力、DVについての事業は、幼保運営課でも行っているし、学校教育課でも行っています。各課で行う事業が重なってれば、一緒にできることがあると思いますので、そういうところの連携を見ていく必要もあると思いました。せっかく同じ庁内で事業を行っているのであれば、それぞれが別の方向を向いて行うのではなく、できるところは一緒に行っていけば、業務の効率化にも繋がり、情報も共有できると思います。同じ目標を持っている担当課同士については、常に連携ができていくかをまず見ていくことが1つあるかなと今のお話を伺って思いました。

(佐藤会長) そういった連携は、従前からよく審議会委員たちが指摘したところだと思うので、今回この機会にしっかりと見てもらえたらなと思います。

(溝渕委員) 男女共同参画室から、こういう連携をしてほしいと例示することも必要だと思います。

(事務局) 単純に連携の状況について報告を求めた場合、ピンとこない課もあるかと思います。報告を求める前に、男女共同参画室の方から、同じ目標を持っている課同士の連携を意識してほしいということで、例を挙げたいと思います。

(佐藤会長) それでは、議事(1)からも含めて、ご意見をいただければと思います。

(溝渕委員) 具体的なイメージが湧きにくいので、教えていただきたいのですが、令和5年度になれば、各担当が資料3-1を用いて、令和4年度の数値目標も事業実績等を記入し、資料3-2を用いて各担当課長の評価も埋めた上で、その資料を一度提出していただき、それを見て私たち審議会委員が担当課への評価、コメントを行うということになるのでしょうか。

(事務局) はい。繰り返しになりますが、令和4年度の事業計画依頼を各課に投げかけできていないので、今回、資料2(令和5年度 担当課が意識的に実践すべき施策(案))で選定させていただいた最大3つまでの施策、こちらを令和5年度から事業計画を立てるよう依頼する予定ですが、令和4年度ではどうだったのかと報告をいただきたいと思います。それも併せて令和4年度の評価をしていただければと思います。

(溝渕委員) 連携の取り組みを新しく評価対象に加えることを、令和5年度初めに担当課に伝えてください。そうすれば、各課で新年度の取り組みとして計画・実施できるし、審議会委員によるヒアリング時に、取り組み状況をチェックすることもできます。

(事務局) 分かりました。

(佐藤会長) 最後に次第4番目、「その他」として、審議会委員の皆様から何かご意見・ご質問はありませんか。

(溝渕委員) 市の広報誌に、秋山委員が出席した「女性議会」のことなどが掲載されていました。今年度、男女共同参画室が新たに実施した事業について教えてください。

(事務局) 今年度から新しく取り組んだことについてご説明させていただきます。今年11月19日に、丸亀市初の女性議会を開催させていただきました。秋山ともえ委員を含め、20代から70代の女性12名に参加していただき、庁舎5階の市議会本会議場で市議会定例会の一般質問と同様の形でご発言いただきました。答弁につきましても、市長や関係部長がさせていただきました。参加者の皆さまからは「大変いい経験をさせてもらった」とご感想をいただいております。また、「普段、市政に対して意見を訴える機会がなかったため、こういった形があるのはいい」というご感想もいただきまして、市としては、今回の女性議会のように、女性の政策参画を推進していく事業を続けていきたいと考えております。

もう1つ、新しく取り組んだ事業として、令和4年の4月から成年年齢が18歳に引き下げになったことによって、市内の高校等で若年層に向けた性暴力被害防止啓発授業を行っております。今年は7校ほど行かせていただき、対象は主に高校3年生と、これからの大学生、社会人になる生徒として、性暴力の加害者・被害者、それから傍観者にならないための啓発授業を行わせていただきました。こちらは令和5年度も実施予定です。女性議会の内容と、性暴力被害防止啓発授業については、情報紙「ゆめ」で特集しておりますので、この3月1日に発行予定となっておりますので、また委員の皆様の方にお配りさせていただきますので、ご一読いただけますと幸いです。よろしく申し上げます。

(人権課長) 少し補足をさせていただきます。先ほどの初めて開催した女性議会ですが、秋山委員ご出席ありがとうございました。丸亀市で初めて行ったということで、12名の方に出ていただき、非常に好評だったと思っております。担当が申しましたように、あまり市政を意識をしてなかった女性から、行政の中での問題などを発言していただきましたが、今後、続けていく中で、今回の女性議会の議員になられた方も含めて、今度は自分たちの地域、また自分が勤める会社などでの発言力というのを強めてもらう、ひいては、その組織の中でのリーダーの育成を目的として、女性リーダー育成事業を令和5年度から考えております。今回丸亀市女性議会に出られた方だけではなく、一般公募もいたします。女性議会のような単なる発言の場だけではなくて、今後も女性が成長していけるような後押しを考えておりますので、また皆さまにも応募していただければと思います。

それから、女性人財リストを今年度作成させていただきました。こちらは、丸亀市内での活動されている方、様々な活動団体の方、そういった方のスキルアップを行うための、端的に言えば、講師のような方にリストに登録していただいて、その方々

のリストを作った上で、様々な分野で各団体や個人の方が、自分のスキルアップのために、そのリストから講師として招聘したいという時に活用してもらいたいということで作成いたしました。現在リストの登録者が2名と少ない状況ですが、今後も継続して募集をしておりますので、多くの方に募っていただきたいと思います。この審議会の場合でも、皆様それぞれ専門分野があると思いますので、現在登録要件として、丸亀市に在住・在勤の方と限定しておりますが、専門性のある方は、ぜひリストに登録していただければと思っております。

(佐藤会長) そのほか、審議会の機会も限られていますから、どのようなことでもご発言ください。

(織田委員) 先ほど、今年高校3年生に性暴力について授業を行ったということですが、実は人権擁護委員の方でも男女共同参画推進委員会がありまして、何校か、特にデートDVのビデオを見せていろいろ話をするというようなことを、この1月ぐらいから丸亀市内の学校で行っております。同じようなことしているということで、連携ができたらいいなと思っております。学校も重なると思っていますので。来年も計画的に何校か回って、そういう事業に参加したいということを考えておりますので、よろしくをお願いします。

(人権課長) ぜひ連携させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(溝渕委員) 市議会だよりに掲載されていた議会報告会、高校生との意見交換会は、議会事務局が担当なのでしょうか。これも、男女共同参画室と連携できるのではないかと思います。

(黒澤委員) 例えばイベントや事業の年間の計画がそれぞれの部署にあると思いますが、それを一覧で見ることができれば、連携しやすくなると思います。連携の機会や計画も立てやすくなりますし、委員の皆様もどのような事業があるのか分からないと思うので、年間でもう決まっているのであれば、そういうのがあるとありがたいと思います。また、女性議会に出席した方やこれから女性リーダー育成講座を行うということですが、そういう場から審議会等の委員になっていただくというような道筋、市の女性審議会委員を増やすというルートも開拓ができると思います。人財リストも何か教えるというだけではなくて、そういうところにも行けるような人を探していらっしゃると思うので、それこそ庁内で適切な人材がないか探しているときに、活用できるかと思えます。

(事務局) ご意見ありがとうございます。

(佐藤会長) 人財リストはどういう形で募集しているのですか。

(事務局) 個別に依頼を行っています。これから、市のホームページや広報にも掲載する予定です。

(人権課長) 現在各課から審議会委員の女性委員を推薦していただいております、登録をお願いしているところです。

(塚本委員) リスト登録者につきましては、どのような活躍の場があるのでしょうか。

(事務局) リスト登録していただいた方につきましては、市のホームページで女性人財リストということで、お名前等を公開させていただきまして、市民の方がそれを見て、男女共同参画室が間に入りまして、講演会のご依頼等に活用していただくようになります。

(塚本委員) 依頼があったら、男女共同参画室が繋ぐということですね。

(事務局) はい。リスト登録者につきましては、推薦等もしていただければと思っておりますので、お心当たりがあれば事務局まで情報提供をお願いいたします。

(溝渕委員) 登録要件として、丸亀市に在住・在勤でなければということですが、丸亀市に活躍の場がある人であれば、外部に住んでいる方も対象としていいのではないかと思います。

(人権課長) まずは市民の方、市民の団体の方に繋がりたいと考えています。香川県下で言えば、非常に優秀な人材は豊富だと思いますが、やはり身近からお願いして、すぐに話ができる方からということで、今はまだ丸亀市在住・在勤の方を募集させていただいております。

(佐藤会長) せめて丸亀市内から中讃まで広げたらいいのではと思います。

(人権課長) 瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会でも考えていきたいと思っております。

(佐藤会長) それでは、次回の予定等を事務局からお願いいたします。

(事務局) 来年度は審議会全体会を2回開催予定としております。1回目は夏ごろ、2回目は秋から冬にかけてを想定しておりますが、期日については未定の状態です。また、令和4年度評価のために、班ごとに担当課へのヒアリングも予定しております。改めて、日程調整のお伺いをお出ししますので、ご参加いただきますようご協力よろしくをお願いいたします。また、書面調査の依頼も予定しておりますので、併せてよ

ろしくお願いします。

(佐藤会長) ヒアリングは6月頃でしょうか。また、書面調査についてはいつ頃でしょうか。

(事務局) ヒアリングは7月から8月頃になるかと思います。その後、全体会を開催させていただければと思います。書面調査は4月頃を予定しています。

(佐藤会長) 最後に何かご意見はありますか。まとめ的な発言でも結構ですし、言い足りていないことなどはありませんか。

→意見なし

(佐藤会長) 以上で、本日の審議会を終了いたします。本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。

閉会 午後3時10分